慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	渋沢栄一と朝鮮：その対朝鮮姿勢を中心として
Sub Title	
Author	片桐, 庸夫(Katagiri, Nobuo)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	2008
Jtitle	慶應の政治学 国際政治：慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 (2008.) ,p.95- 125
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88455213-00000011-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

渋沢栄一と朝鮮

——その対朝鮮姿勢を中心として——

片桐庸夫

問題の所在
一　渋沢栄一の原初朝鮮観
二　第一銀行釜山支店開設とその意図
三　第一銀行券の発行
むすび

問題の所在

渋沢栄一は、明治から昭和初期にかけて日本を代表する実業人として朝鮮に於いて銀行の設立、紙幣の発行、鉄道敷設を行なう等、様々に朝鮮とかかわった人物である。本稿では、膨大な『渋沢栄一伝記資料』に依拠しつつ、渋沢の原初朝鮮観、朝鮮にかかわる契機、意図、第一銀行設立の動機、狙いを分析の対象としつつ渋沢の朝鮮に対する態度について考察することを意図している。なお渋沢の京仁鉄道や京釜鉄道建設の意図、渋沢にとってともに唇歯の関係にある朝鮮と中国に対する見方の相違点や類似点といった比較考証については別稿に譲りたい。

一　渋沢栄一の原初朝鮮観

1

明治期に日本という国家の創造に実業人として参画した渋沢は、一八九八（明治三一）年五月の日本の刻印付円銀の通用復活を最重要課題とした初訪韓と一九〇〇（明治三三）年一一月の京仁鉄道の開通式参列、第一銀行二、三支店視察、韓国海関税を抵当とする五〇〇万円の借款問題への取組みを目的とする二度目の訪韓を通じて韓国の現状を観察している。

それによると、彼にとっては最も遺憾なことであったが、韓国は国家の生存を維持し、その発達を期するために重要かつ不可欠な貿易の意義を理解せず、従って貿易の発展を意図していないという意味でイギリスとは対極の否定的評価をし、こうあってはならない国の典型、或いは見本と捉えた[1]。

理由は、渋沢が国家としての理想像をイギリスに見出していたことにある。それは、イギリスが商業的外交を実践し通商の助長を目指していること、イギリス人が官位よりも実業界での成功を選択することを当然視していること[2]、進歩的なアメリカ人にさえ恐怖心を抱かせるイギリス人の堅実で粘り強い精神が、概して衝動的で経済的困難に直面するとすぐに意気消沈する日本人の見習うべき手本と考えていたこと[3]、そして最重要視していたこととして海洋国家であるか否かを富強な国となり得るか、或いは衰退した貧弱な国へと堕するかの引照基準としていたことによる[4]。従って、渋沢は、日本が世界的次元に於いて通商を展開する海洋国家イギリスを目指すべき模範とし、海洋国家として東洋の英国として発展の道を選択すべきである[5]。そのために海運を発展させ、貿易を盛んにし、実益を獲得しなければならない。実業人が国の発展の先陣をなし、政治家や外交官、軍人は後塵を拝し、実業人の海外に於ける活動を援護する役割を担うべきである[6]。そういった立場にあった。

それを裏付けるように、一九〇二（明治三五）年もしくは翌〇三（明治三六）年に渋沢から聴取したウィリアム・T・ステッド（William T. Stead）は、渋沢が太平洋の貿易を支配し、韓国に対する日本の影響力を拡大し、日本を世界の大国にしたいと願っており、東洋の商業的利益は日本に属すると考えている。また征服によって事業を推し進めようとする昨今の熱中には反対である、軍国主義に健全な嫌悪を抱いており、セオドア・ローズヴェルト（Theodore Roosevelt）大統領が日本の海軍と陸軍の武勇ばかりを賞賛するのにうんざりしており、行き過ぎた軍国主義は、残念ながら、国家の活力そのものを衰えさせることになる。そして日本固有の勢力圏と見做される韓国との関係発展の重要性を強く感じていると分析している[7]。

本来、渋沢は「千年以上の交際を有し、善隣誼頗る厚きものあり、殊に今より三百年以前より彼我の通商貿易は公許[8]」された日本と朝鮮半島の歴史にも明らかなように、唇歯の関係にあった韓国を先進文化や仏教を伝えてくれた国、とりわけ渋沢にとって個人的にも重要な儒教を伝えてくれた国として尊敬し、感謝の念を抱いていた。

しかし、西力東漸の時代に於ける韓国の国家としての現状、すなわち守旧に偏し、今日の文明に遅れる韓国に対しては、かつてのように感謝や尊敬の念を抱くことが出来ず、反対に自立的に近代国家としての発展を遂げることが困難と捉えられた。

その望ましくないモデルとしての韓国に対して、渋沢は唇歯の地理的関係という理由から主働的に臨み「其貿易の覇権者たるの位置を占む」[9]必要性を痛感していたのである。

ところで、渋沢の一つの特色として、折々に政治のことは自分のような素人にはわからないと述べる点がある。それは、渋沢にとっては一種のカモフラージュのようであり、実際には鋭い政治感覚、そして山県有朋の利益線論と共通する一面のある戦略的思考を持っており、それが韓国に対する原初観の基底をなしていたと考えられる。

従って、その後の日本人の韓国進出振りや企業の様をめぐっては「商工業日本人の施設し来りし事業又現に従事しつゝある事業等を顧みれば誠に微々として振はず、全く歴史的関係並に地理的関係と実際の施設とは相反対なるの形状を示す」[10]と落胆の態度を示す。同時に、右の有様では、一旦中国に政変が起こり朝鮮半島にその余波が押し寄せ、韓国が外国勢力の支配下に置かれる時には、「日本の盛衰栄枯岐るゝ大関係を生ずるに至るべく、其利害得喪の重大なることに於いては、我内地の北海道又は台湾等に優るとも劣らざるものあり……国防、用兵等政治的関係に於ても比類なき大害を来し、延いて我邦の自衛上恐るべき累となる」[11]と懸念した。

以上からも、渋沢の対韓姿勢が積極的になる理由が明らかである。だが、朝鮮の植民地化や軍事力の増強を主張するのではないところが山県との姿勢の異なる点であり、実業人としての渋沢の面目を示すものでもある。明治天皇の半島国の独立扶植とその保全を図るとの日清戦争宣戦の詔勅をよしとし、同詔勅を世界に対して公言した日本の国際公約であるというのが渋沢の基本的立場であった。[12]

従って渋沢の目には、邦人の韓国進出振りや日系企業の状況が「営業の関係たる商業者として最も憂慮に堪へ

ざる」[13]ものがあると映った。故に、韓国の独立を害する怖れのある他の勢力の侵入する余地のない情勢創出という目的のため、実業的扶植により半島国を開発し、それを通じて日韓経済関係の緊密化を図り、韓国の独立を擁護する。それらを通じて日本の自衛を全うする。以上によって、単独では独立維持不可と見做す韓国を日本の利益線の圏内に置き、日本の権益を保全するとともに、日韓両国の安全保障を確立することを急務と考えたのである。[14]

渋沢の発展途上国との貿易関係に対する態度が、イギリスの例を基に、原則論的には「凡そ未開国に対する貿易は我々の利益を収むると共に彼の利源を啓発し其進歩を誘導せざるべからざるもの」[15]と、貿易による共存共栄をはかることにとどまらず、途上国の開発に協力するというものであった。それと比較する時、渋沢の韓国に対する態度の背景には、右に加えて日本の安全保障上の考慮に基づく地政学的考慮があったといえる。

では渋沢は、韓国を扶植し、その独立を支援するためには何が必要で、そのためには何をなすべきか、或いはどんな形の国創りに資すべきと考えたのであろうか。渋沢は、米国や欧州諸国では自国の商業的利益を発展させるため互いに競い合っている。軍人でなく実業家による戦争は、今日も世界中でつねに戦わされており、勝利の栄冠は商業で成功した者だけに授けられる。そうした認識のもとに[16]「人智漸く開け、外交の術漸く進むに従つて往時行はれたる侵略は変じて通商と成り、攻撃は化して殖民となりたるが如き、是れ今日に行はるゝ世界文明外交」[17]をもって臨むべきとの見解と「私の思案としては、朝鮮の金融と運輸は日本人の手でやらねばならぬ」[18]との思いに基づいて実業的扶植を急務とし、具体的には貿易の増大、生産事業の振興、韓国の利源開発、同国の実業に一大活気をもたらすものとして鉄道敷設、銀行設立、釜山港の港湾設備や倉庫の建設等を考える。[19]

それらのうち、渋沢が最重要視したのが近代的金融システムの導入が遅れ、貿易もままならぬ韓国に於ける銀行の設立と半島の大動脈となる京釜鉄道敷設である。理由は三点ある。韓国観察の結果、銀行の設立と京釜鉄

道の敷設が韓国経済及び日韓貿易の発展に不可欠であること。京釜鉄道が韓国に於いて最も人煙密農産豊饒なる三南地方、即ち忠清、全羅、慶尚の三道を網羅し韓国の農業に最も有望な関係を持っていることから、農業国家の建設に資すると考えたこと。[20] 韓国に於ける鉄道の発達、即ち交通の利便を図ることによって日本製品の販路拡大に繋がる、つまり「彼の利器開発は直ちに我の製品拡布となり、半島国の独立扶植は我日本国の利益の永遠なる保護となり、其利害の関係其盛衰の影響、国を異にして宛も一国の如きに至らんと信ずるなり。[21]」と、日韓貿易の拡大、韓国の独立維持、それらを通じた日本の安全保障の確保を意図していたこと。以上である。

2

それにしても渋沢の多面にわたる韓国観察に基づく評価には全体的に厳しいものがある。それは、明治期の欧化と称される近代化努力の真っ只中にいる渋沢にとって、西力東漸によりアジア・アフリカの諸国や地域が植民地化される、或いは独立が危殆に瀕する時代にあって時代遅れで進取の気性の感じられない韓国民の姿勢は、許されるべきではないと映じたことによる。

韓国の民族主義或いは抗日運動等については、渋沢の場合には、少なくとも初期朝鮮観形成期に於いては、理解し支持する、或いは反対するといった以前に、まったく念頭にすらなかったと考えられる。その理由は、自らの韓国を誘導啓発する、或いは誘掖するという姿勢から思いもよらぬことであったからである。更には、渡韓経験からして韓国民が邦人に対して如何なる観念を持っているかについて、計画やもくろみをめぐっては到底邦人にはかなわないと思っていること、邦人を優者のごとくに崇めていること、意気地とか敵愾心に欠けていること、進取の精神にかけていること等と認識していたことから、渋沢には韓国民が民族主義感情を抱く、或いは抗日運動を起こすというようなことを想像することすらなかったと推察出来る。[22]

政治に関しては、「全く腐敗の極に達し、国士の風あるもの皆無」[23]、或いは「国君たる御方は如何なる御考へを持つて国を統御して居らるゝか、其政治の傾きは如何であるか、其人と成りが十分に頼むべき力があるかと云ふ点になりますと、是は如何に私が朝鮮を弁護しましても弁護に苦しむ」[24]と断じるように、渋沢の厳しい見方が顕著である。例えば、韓国の権力はすべて国王の下にあり、その国王の意見により政治は朝暮に変更され、政府の権力基盤は脆弱で、その生殺与奪は国王の意のままである。そのような様であるからして、国をあげて生命の安全はなく、財産も毫末の保護さえもない[25]と見る。従って、輔弼の責任を負う政府の官僚にしても、その地位や職務が不安定であり、戦々恐々として職務に忠実にはなれない。在官中には秘密裏に種々の悪事を働き、公金を窃取し、賄賂を受け取り、各自が退官後の身の振り方を考えることに熱心で、官吏として国事を処理しようとする志なく、実に呆然とすると感想を述べる程である[26]。

地方政治については、更に辛辣に見る。郡守（県令にあたる：筆者註）が各地方の行政首長としてその地方を治めることになっているが、それは見せかけだけであると見、具体的には、郡守は国王の請負仕事をするに過ぎないと見る。例えば、地味豊かで生産力の高い地方の郡守は、多額の請負金を国王に納付し、地味貧弱な地方の郡守は少なく納金する。郡守は、地方の実情に応じて最も多く徴収出来ると予想する時には、多額にて請負い、逆の場合には少額にて請負う。国王の立場からすると、なるべく多く納金する郡守に請負わせようとする。その結果、一種の指名入札となり、国王は地方を一種の得意先のように見、力の及ぶ限り種々の圧制の手段を用いて金を徴収することとなる。少しでも財産のある者は、郡守の目に触れると、たちまち仮借なく財産を略奪される。従って、財産を安全に守れる者は一人としてなく、もし郡守の命令を拒み、財産を隠す場合には生命への危害が及ぶ。郡守の横暴なことは、ほとんど言語に絶する[27]。

そうした事情から、渋沢の最も重視する点でもあるが、半島国民の全体は貨殖蓄積という観念を持ち得ない。

それは無理もないことで、仮に勉励刻苦して貨殖蓄財をなしても、たちまち郡守に横奪されるという政治的傾向のために、そうした観念がない。国王が韓人を待遇する態度には、いにしえの名君の風はない。国王がそのような有様であれば、その部下である韓国民も始終猜疑心をもって生活しなければならず、国を愛し、仕事を大切にする性情を欠き、あたかも闇黒の世界に棲息する状態である。[28] 最近、日本をまねて、日本の風俗に学び、予算の仕組み、その他の制度上の外形はポツポツと変わり始めたようであるが、その実態は血液骨肉のない軀体と同然であると韓国に対する評価は極めて厳しい。[29]

では、渋沢は韓国をどういった手法によりいずれの方向に誘導開発すべきと考えたか。

渋沢には、既述のように、まず日本が韓国の独立を保全し、その利源を開拓することが日本側の当然の本務であるとの前提がある。それに基づいて、韓国と国境を接する強国ロシア、中国に利権を有するイギリスそしてアメリカをはじめとする欧米各国が独自に商取引等を通じて韓国に関与しており、その金額は日本と比較すれば少ないとはいえ、日本国内で一般的に考えられている以上に大きいことに注意を喚起する。それらを考慮する時、韓国刷新の方法をめぐって、国内に政治上の改革を優先すべきとの意見のあることを認めつつも、それは政治の専門家である政治家の観察に任せたいとし、実業人は、実業上の力によって韓国を扶植し、商工業を中心とした発展を図るべきであると考える。そして、扶植の実をあげるためには、実業、農業、社会資本等の幅広い分野に於いて稟賦の精神に基づいて提撕することが必要であると考える。

二　第一銀行釜山支店開設とその意図

1

渋沢が朝鮮半島に具体的かかわりを持つそもそものきっかけは、時代の児としての渋沢の一側面を物語るものでもあるが、彼の生涯の節々に訪れ、後の彼の活躍の場を広げることにつながるそれの一つであった。すなわち、渋沢は他の関係者から依頼や懸案等を持ちかけられ、ひとたびその国家的、或いは社会的重要性や意義、そして必要性を理解すると、それに応じる形で従来とは異なる分野の仕事や事業等にかかわりを持ち、更には一旦引き受けた以上責任を持って根気よく続けるというものであった。

第一銀行釜山支店開設の背景には一八七五（明治八）年一〇月の江華島事件を契機として一八七六（明治九）年二月二六日に日鮮修好条規が締結されると、日朝間に通商貿易の道が開かれ、釜山が開港されるという政治的展開がある。しかし、当時の日本に於ける一般的な半島イメージは、大倉喜八郎によれば「恰も虎伏す荒野[30]」と捉えられていたことから、朝鮮との通商貿易という冒険に乗り出すものが民間からは現れないという有様であった。従って、修好条規も廃棄同様という有様であった。

そんな折に、大倉は大久保利通内務卿から「修好条約の手前国家の体面にも関することなれば、奮て其の衝に当らんことを求められた[31]」という。大倉は、大久保の勧奨を尤もなことと受け入れ、日朝貿易のために微力ながら一肌脱ぐことを即刻決意したという。従って、官の示唆に基づくものであるとはいえ、計画性もなく事業の採算性の検討もなされないままのある種極めて冒険的試みであったといっても過言ではないであろう[32]。そういう意味で、日朝貿易は官民一致しての取組みとまではいえず、官からの要請に対して役割意識の強い民間の一部有力者が応じたというのが実態であったと考えられる。とにもかくにも日朝貿易に着手したものの、朝鮮に近代的金融機関がなく商取引が不便なこと、銀行の設立が日韓貿易発展上最も急要であることを痛感した大倉から釜山に

銀行を設立したい旨の相談を持ちかけられた渋沢は、時代の児らしく大倉の意を直ちに了承した[33]。

しかし、当時第一国立銀行の大株主であった三井組代表者永田甚七及び小野組代表者行岡庄兵衛から「我国に於いてさへ漸く第一銀行開設間もなき時であり、朝鮮の銀行設立は時機尚早[34]」と一致して反対されたことに示されるように、第一国立銀行の支援を受けることは至難であった。渋沢と大倉は已むなく両者共同して各半額ずつの出資を行い、釜山に資本金五〇、〇〇〇円の私設銀行である釜山銀行設立を決断する。一八七六年のことである。更に、両者は翌七七（明治一〇）年八月、釜山に於ける交換所の設置、貨幣の交換、荷為替貸付の取扱いを行うために銀銅貨一〇万円の貸与の要望、及び両国間の人的物的往来を盛んにするために月一回の日本郵船の便を月両三回の定期航路へと拡充するための認可申請を大蔵省に提出した。

大倉は、渋沢について、「渋沢君が第一銀行両年番の抗議を外にして、此の私設銀行の設立を賛助したるの功は没し難きもの[35]」と評価する。一方渋沢は、既述のように日本の安全保障上の観点から銀行と鉄道は日本人の手でやりたいとの考えから「清国との関係将に生ぜんとするの勢いに乗じ、更に朝鮮方面にも其手を伸ばし、海外発展の素地を為さんと、此に釜山貿易の策を按じた[36]」と述べる。

さて、両者の大蔵省への申請は一旦は受け入れられたものの、西南戦争の勃発に伴う戦費の必要性から同省の態度が一変し、「銀行自ら他の商社・商賈と資金を合併し、更に一箇の組合を設くることは相成がたし[37]」と却下された。本件について『第一銀行史』によれば、大蔵省からの通達によって頓挫すると、「大倉組との関係を断ち、本行単独の事業として交換所を経営せんとし、其規程を改定し、十一年の春、大蔵省より、第一国立銀行支店の名称を以て之を開設することを許可せられ、資金の半額、即ち銀銅五万円の貸下を得たれば、三月釜山支店を設立し、五月四日より開業[38]」したという。

渋沢は、朝鮮に近代的金融機関がなく、またまともな統一通貨がない事情から、正規の商取引が不便極まる状

況を打開するために、日本の貨幣を流通させること、数年内に釜山に続き仁川、元山の三港に支店もしくは出張所を設置することに尽力することになる。[39] それは、韓国にいる商業に従事する邦人が数百人にまで増えたとはいえ、小売商人ばかりであって、通商上の貢献が出来ず、加えて釜山が半島の東南端に位置し、物産が乏しく、交通が不便の上、在来の銅銭が不足している等、通商の発展が期待出来ないと判断したこと、第一銀行が清国との関係を開拓しつつある、その勢いに乗じて朝鮮へも手を広げ、釜山貿易振興の策を考えたことにある。[40]

しかし、実際上は、一八八四（明治一七）年一二月四日に事実上の朝鮮植民地化をもたらすことになる甲申事変が起こり、翌八五（明治一八）年一月に「漢城条約締結せられたれば政界は旧に復したれども、銅塊の処分は依然として回復の途を得ず……当年における営業の困難を推知すべし」[41]と『第一銀行五十年史稿』が述べるように、一八八八（明治二一）年から八九（明治二二）年にかけての日本国内の経済回復まで朝鮮支店の発展は容易ではなかった。[42]

2

日本側がこのような有様にある時、朝鮮国の貿易は長足に進歩した。それに伴い清国側の対朝貿易が増大しているのに反して、日朝貿易の総額は減少の傾向が生まれた。とりわけ輸入貿易の場合には、日清相伯仲するまでに至り、次第に清商の侵蝕を被ることが懸念されるようになったのである。[43] それは、杉村濬京城領事がこれは日韓貿易上最も悲しむべき現象で、事は頗る重大である。速やかにその原因を明らかにし、その回復策を考究すべきであると伝えるところと一致する。[44] そうした事態は、積極的貿易をよしとする渋沢にとって最も遺憾とするところであった。

そのような折の一八九三（明治二六）年一〇月に大阪商業会議所会頭の田中市兵衛から渋沢宛に日朝貿易拡張

策に関する照会書が寄せられた。内容は、同会議所と京城及び仁川、釜山、元山の三港商業会議所との間に通信報告の道を開くこと、同会議所が貿易・産業・経済に関する懸案で、外交案件でない場合には外務省を経ずして京城及び右三港の本邦の領事と直接通信を交わし、また朝鮮国輸出入品の種類・価格・嗜好及び海陸運輸の状況等に関する事項、朝鮮国の物産の種類・興廃等に関する事情、租税・貨幣・金融等の経済上の事項等について質問する許可を求める意見書を外相に提出すること、[45]最後に、目下衰頽している日朝貿易のうちの輸入の回復を計る方策として、京城及び三港と上海間に為替取組の道を開くこと、それは、長崎と神戸の両港が韓国との貿易上上海と比較して利便性が劣る点を補うとともに、韓国からの輸入のみならず輸出も拡大すること等である。[46]

渋沢は、同年一二月、田中に対して韓国に於いて貿易に携わる日商には資本十分な業者が少ないことから、資本が十分で機会を見るに敏な清商との競争に勝利しにくいという事情があること、上海為替連絡の件は、日本の貿易商の韓国輸入物の購入に有益であることと日韓間の為替上便利との理由から第一銀行は正金銀行と定約したことを述べ、田中の照会に同意する。[47]

そうした折、日商と清商との関係に転機をもたらしたのが一八九四（明治二七）年に勃発した日清戦争である。同戦争の結果、朝鮮の独立確認がなされた。その影響について『第一銀行五十年史稿』によれば、日清戦後、朝鮮に在留していた清商が概ね本国に帰った結果、朝鮮の貿易市場は日本人商人の掌中に帰し、金融も繁忙、収益も元山支店を除いて少なくなかったという。[48]

渋沢にとって日清戦争の勝利は、日本が朝鮮に対する扶植擁護の責任を果たす、すなわち半島国を開発し、それを通じて両国経済関係の緊密化を計り、その独立を擁護し、合わせて日本の自衛を全うするという条件が整ったことを意味するものであった。しかし、国家の独立がその財政次第であることを理解する渋沢にしてもいうまでもなく、日本にとっても朝鮮の財政改革に要する資金調達は極めて負担の大きい問題であった。[49]理由は、朝鮮

の財政状態は、井上馨に言わせれば、困迫窮乏その極に達し、歳入の状況すら明瞭に出来ない、平安・黄海の二道は日清戦争により蹂躙され、全羅・忠清の二道及び慶尚道の半分は東学党の略奪に遭い、到底それら地域からの租税徴収は不可能であり、僅かに可能な地域は京畿・江原・咸鏡の三道程度であって、それだけでは政費さえ賄えない、しかも文武官の給料は三カ月間未払いであり、そのまま捨て置けば由々しき事態発生の惧れさえあるという深刻な状況にあったからである。[50]

そのような折の一月、渡辺国武蔵相から第一銀行に朝鮮の貿易及び経済に関する意見が求められた。渋沢は、現段階では朝鮮は資金的にも自力での中央銀行設立が困難との見通しの上に、第一銀行が朝鮮の中央銀行となるとの決意を示し、同銀行としてはまず銀行券発行を実現し、将来中央銀行としての任務に就きたい旨の抱負を伝えた。[51]

さて朝鮮の財政改革に要する資金問題に関して、井上は財政的に行き詰っている朝鮮政府に如何に立派な改革案を示し、強制を試みても実行出来る筈がない。改革案を実行に移すには、必然的に日本からの政治資金の供給が改革の責に任じた日本政府の義務である。そのための公債募集の成否如何は、朝鮮の財政改革が成功するか否かを左右する重大問題であると考え、五百万円公債募集の献策を日本政府になした。[52] あわせて伊藤博文首相に書簡を送り「国王国妃にも四度内謁候テ、王妃之閔氏ニ依ル之不得策、並暴政之世道トシテ惨酷ナル所業を逐一摘発シ、又王妃ハ閔氏之出ナルニ寄、終ニ其怨府タルハ、帰ニ王妃一之理由等、説話を試ミ候所、充分理解シ……此上は従来之非を改メ何事モ公使ニ依頼シ、他ニ因ル之心を絶念候故……此義（五百万円公債募集の件を指す：筆者註）御否決ニ至リ候得ば……朝鮮は再ビ大院君威権を再伸シ、終ニ紛擾再来シ、収局スル処を不レ知は当然ニ可レ有レ之候」[53]と、至急の決定を迫り、その後も信書や電信により矢の催促を行ったという。しかし、何らの返答が得られない間の一八九五（明治二八）年二月に、井上は陸奥宗光に電信を送り、その胸のうちを「本官ハ、

実ニ戦闘ニ臨ミ、弾薬ノ給与ヲ促シテ之レヲ得ザルモノノ感ヲ懐キ居レリ」[54]と苦哀を漏らしたほどであった。

井上は、興味深い指摘をする。それは、新聞諸紙の主張や渡韓後帰国した人たちの主張がいずれも日本の利益を優先して考えている。或いは日本の利益実現ばかりを唯一の目的とする主張が増えている。しかし、日本の利益ばかりを図っていると、日本政府が朝鮮の独立を公言した意図と矛盾することになる。従って、日朝相互の利益を並進させる方針を取りたいと。[55]

五百万円の公債募集問題に対する、というよりも朝鮮に対する井上の姿勢と渋沢のそれは、概ね共通する。それは、既に見たところからも明らかであるが、本問題が解決を見た時点での渋沢の井上宛書簡中の「詰り一国之独立と申も其要ハ財政如何ニ有之候事と存候……朝鮮之存否ハ宜早我国之責任とも可申」[56]からもそのことは伺える。

3

一八九七（明治三〇）年夏一〇月、日本に於いて幣制改革が行われることとなり、それに伴って韓国から一円銀貨を引き揚げることとなった。しかし、貿易上の取引に日本の一円銀貨が代用に用いられ、朝鮮国に於ける本位貨幣の位置を占めるに至っていたことから、一円銀貨の朝鮮から日本への引き揚げは、日韓貿易に支障を来たすことが明らかであった。それを憂慮する渋沢は、朝鮮国幣制に対する個人的意見を岩崎弥之助日本銀行総裁に提出し、当分の間日本の一円銀貨に刻印を付けて従来と同様に韓国内で通用させるよう求めた。渋沢には幸いなことに、本意見は直ちに受け入れられた。[57]

だが一八九八（明治三一）年二月に至ると韓国勅令第四号貨幣条例が出され、刻印銀貨は流通を禁止される事態を迎えたのである。

それは、渋沢にとって、また日本にとって日清戦争を戦った意味を帳消しにされるといってもよいほどの衝撃を与えるものであった。理由は、刻印銀貨流通禁止の背景には南下政策を意図し、勢力伸長を図るロシアの存在、具体的には、京城に開業した露韓銀行が韓国に於いて財政上の実権を握るべく貨幣鋳造権を獲得し、かつエブゲニイ・イワノヴィッチ・アレキセーエフ（Evgenii Ivanovichi Alekseev）が同年一一月に韓国度支部顧問兼総税務司であったJ・マックレヴィー・ブラオン（J.McLevee Brown）より上位の韓廷財政顧問に就任し、刻印銀貨の通用を禁止するよう韓廷に建言したことによる。

危機感を抱いた渋沢は、同年五月に韓国の釜山、仁川、京城の第一銀行二、三支店及び商工業を視察という名目で韓国に赴いた。渡韓の真の目的は、加藤増雄弁理公使とともに刻印銀貨の通用禁止を解除し、その通用を復活させるための斡旋をする、政治上の煩累を避け、通商関係を拡大することにあったといえる。[58] その渋沢の渡韓までに、ブラオン解雇の詔勅を韓廷に出させる等、ロシアの傍若無人な振舞いを憤っていたイギリスが韓廷に於ける非ロシア派勢力巻き返しを図ると、ロシアは形勢を察し、アレキセーエフを解任した上、露韓銀行を閉鎖した。すなわち南下政策を放棄するという事態の進展があった。ただし、渋沢や日本政府側にしてみると、そうした事態の進展は大いに歓迎すべきことに相違ないが、刻印銀貨通用禁止は解けておらず、問題が解決した訳ではなかった。

同年五月一四日、加藤とともに慶運宮にて皇帝及び皇太子と謁見した渋沢は、徐戴粥、閔泳喆、安駟寿、アメリカ公使ホラス・N・アーレン（Horace N.Allen）等と会い、課題の解決に臨んだのである。

渋沢の韓国貨幣問題に対する基本認識は、韓国の執政者が貨幣の道理に暗いこと、従って、本位貨幣と補助貨幣の区別すらつかないこと、アレキセーエフの唱えた国辱論と国損説が韓国人の注意を喚起した結果、韓国民の間に日本の古物である銀貨を韓国内に流通させることはその利益を日本に奪われるとの懸念が広まり、その流通

を禁止することが韓国に貿易上の不利益をもたらすといったことを微塵も考えないこと、以上である。[59] それに基づいて、渋沢は韓国の政府関係者や民間の人々に徹底した貨幣改革の必要性を説き、無限に補助貨を鋳造し、或いは悪貨幣を鋳造することが韓国の将来に禍根を残すことになる旨を警告し、[60] 日本は政治上の煩累を避け、通商関係を厚くすべしとの主張をなした。[61]

その渋沢は、六日に高宗の内命を授かった軍部大臣閔泳喆と翌日会い、次の申し入れを受けている。[62]

一、京釜鉄道は自国人の手を以て敷設するに付き該資金を日本より借入れ度し、乍併之が監督者は悉く日本人を任用し且つ之に要する材料等は凡て日本の手を経て買入れるべき事。

一、韓国の通貨は不完全にして且つ一般の需要を満す能はざれば、此際日本より借款を為し、銀行を設立する事、尤も該銀行は日韓合同銀行となすも差支へなかるべしとの事。

一、以上の申込を承諾するに於いては刻印付銀貨を一般の使用に置くも敢て差支へなしとの事。

本申し入れに対する渋沢の判断は、当時の韓国の状況に照らして到底実行覚束ないものというものであり、閔泳喆に対しもう少し実行可能な内容に改めるよう求めている。更に、安駟寿による朝鮮銀行の名をもって一〇〇万円を日本から借り入れ、それを原資として兌換紙幣を発行するとの案に対しても、未だ熟練していないところがあると述べ、更に成案の完成度を高める努力を求めた。[63] 渋沢の帰国を前にして、一〇日には閔泳喆と外部協弁兪箕煥の両名が勅使として京城公使館に赴き渋沢と会見した。その詳細は不明とはいえ韓国政府と渋沢との間に何らかの合意がなされた模様である。更に翌一一日には、高宗が慶運宮の裏手にある隆武亭に渋沢と加藤公使を食事に招く、渋沢夫人の宿泊中の旅館には内使を使わせる等、韓廷と渋沢との関係は従来以上に緊密になったと

の感があったという。[64]

それはともかく、渋沢が韓国に出向いて実情を視察し、有力者と会うことを通じて得た幣制問題についての認識は、韓国の幣制が未だ緒に就いていないこと、従って財政経済等について一般の人々が不安に駆られていること、韓国政府が貨幣鋳造を行ったとしても、旧来の慣習により当局者が私腹を肥やす可能性があり、それにより往々にして悪質貨幣の鋳造が懸念されること、そのために財政が一層悪化する危険も予測されること、韓国の原資が欠乏していること、日本の円銀に刻印して韓国の貨幣とすることによって韓国の貨幣鋳造の費用を省き原資を必要としないこと、円銀の価値は韓国民の認めるところであるから、日韓双方にとって便利であること、朝野の諸氏は円銀の使用に同意の意思がなくはないが、高宗が利益を宮中に収めることを意図して既に貨幣鋳造を実行していることから、刻印付円銀の禁止令解除は目下の状況では至難と思われること、以上である。[65]

渋沢が日韓の経済関係を機軸とする両国関係を志向していることは既に述べた。その渋沢の理想は独立韓国と日本との経済的相互依存、共存共栄関係の構築であった。ただ、渋沢の認識によれば、韓国の経済の実情、その実情に対する政治家や経済人の認識不足から、そうした関係の構築は時期尚早と映ったのである。但し、そこには、韓国民の感情に対する配慮不足のあったことは否めない。

三　第一銀行券の発行

1

一八九九（明治三二）年春に義和団事件が発生すると、ロシアは満州を占領した。それは、第一に、渋沢には日韓親善を頓挫させ、鉄道建設の暫定条約が破棄に近い取り扱いを受けるといった損失をもたらす失敗と認識さ

れた閔妃暗殺事件[66]に伴う朝鮮宮廷内でのロシア勢力拡大や京城・釜山間の電信線不通に対応する一八九六（明治二九）年五月の小村・ウェーバー協定締結、翌六月の日本が保有する電信線の管理継続、ロシアによる京城からロシア国境に至る電信線の敷設、朝鮮出兵の際に於ける日露両軍間の空白地帯設定といった内容の山県・ロバノフ協定、そして既述の西・ローゼン協定といった一連の外交努力を無にすることを懸念させるものであった。第二には、三国干渉によって遼東半島を還付せざるを得なくなった日本が朝鮮半島に於いてロシア南下の脅威にさらされることになった。それがロシアの南下を望まないイギリスとの間に一九〇二年日英同盟を締結させることになる。

日露間の抗争が深刻化する中、軍事費調達のため外国債を起こし、その支払いのための金銀の採掘が不十分ということが問題となり、鉱業抵当法により国内の金銀鉱の採掘起業への資金供給に便宜をはかるとともに、韓国の金が着目された。韓国全般の産額は五〇〇万円と見積もられたが、それは将来的には増加が期待され、米雑穀を凌駕して韓国第一の輸出品となることが期待された。しかし、金貨準備に迫られる日本政府の中には韓国産金をまるで供金と見做す風潮が生まれていたのは問題であった[67]。

渋沢は、一九〇〇年六月四日、第一銀行を代表して松方正義蔵相、青木周蔵外相、山本達雄日銀総裁、高橋是清同副総裁、松尾臣善理財局長、阪谷芳郎主計局長、内田康哉政務局長等を帝国ホテルに招き、第一銀行側が用意した韓国に於ける第一銀行将来の営業方針、金塊及び砂金の買収、それらの増産、朝鮮に於ける貨幣制度の確立、中央銀行の設立、同銀行設立が時期尚早の場合に於ける第一銀行による兌換券発行の可否等の韓国財政経済に関する研究事項、輸出入貿易、貨幣、金融機関、金塊買収、韓国財政等の渡韓取調事項を示して、それらに対する意見を求めた。渋沢の意図は、韓国の独立維持に必要な韓国の財政的経済的基盤を確立するための一策として第一銀行の手による兌換券発行の支持を得ることにあったと考えられる。結果は、韓国の幣制改革それ自体に

は異議が出されなかったが、その実行方法に対しては熟考を要するとし、また中央銀行の設立は現状では困難であることから、第一銀行が兌換券を発行することに敢えて反対する者がなかったという。渋沢は、それを踏まえ、政府及び日銀が次善の策として第一銀行による兌換券の発行を容認する意思であると推察した。それに対しては、韓国居留の日本人商人、林権助公使等から強い支持があったという。[68]

渋沢は、日露危機の最中にあって金銀採掘にも前向きであり、更には韓国政府が貨幣改鋳のために五〇〇万円の借款を第一銀行に相談し、同銀行は海関税を抵当とするとの条件の下に借款に応じようとしたが、資力が充分でなかった。それにより同年一〇月一日、大蔵省に二〇〇万円の援助を要請し、大蔵省は予備費からの支出を一旦は決定した。だが、同月四日になると、政府は唐突に約束履行困難を告げた。それは、伊藤の立憲政友会立上げ、それに伴う山県内閣の動揺、そして内閣総辞職、伊藤内閣の組閣、伊藤の予備金支出不賛成にあった。

第一銀行は、借款の予備約定を交わしていただけに窮地に陥ることになったが、その原因はもとはといえば山県と伊藤の対立にあった。渋沢は、韓国商業の程度に適合した良貨幣の不足、京城にいる清国商人による各種銭票の発行と流通、官鋳私鋳の白銅貨の市場横溢による取引危害等の韓国経済の名状しがたい通貨不備状況を憂慮していた。そのために、韓国海関税の取扱いを行うことからその影響を最も蒙る第一銀行の利益を守る、発行国の名誉を守る、貿易上の支障を防ぐ、諸外国の銀行が海関税を担保とする借款を韓国に行うことを阻止し、韓国に於ける第一銀行の優位性確保に努める、韓国の財政金融に対する日本の優位性を確保する等を目的として二度目の渡韓を行うことになる。

2

一〇月六日京城入りした渋沢は、林公使と協力して精力的にブラオンと折衝した。そして、前月の予備約定を

廃棄し、二〇〇万円の韓国政府への貸付、その代償としての海関紙幣発行権の獲得の契約に成功した。渋沢は、あとを仁川支店支配人の尾高次郎に託し、帰路に就いた。しかし、二八日、右発行権は解約された。理由は、交渉の内容の漏洩、それに対する韓国政府内及び外国人からの反対が巻き起こったことにある。[69]

その後、韓国政府貸上金及び紙幣発行をめぐる交渉は中止となったが、一九〇一（明治三四）年一月に帰朝した林公使は、第一銀行が銀行券を発行し、後に韓国に於いて資金需要が生まれた時に、それを貸金とするとのいささか強引な案を示した。渋沢をはじめとする第一銀行側は、「本行は銀行券を発行するにあらざれば、到底韓国金融上の不便を除く能はずとなし、借款問題とは全く無関係に之が計画に従ひ」[70]、同銀行の利益追求、国家の勢力伸張に利するとの観点から林案に賛成し、同時に銀行券発行が法的に問題ないか渡辺蔵相に問い合わせた。しかし、大蔵省の見解は、銀行券の発行が商法の三〇円未満の無記名式手形の発行を許可しないとの規定に抵触するとし、銀行券の発行に反対であった。[71] 第一銀行側は、法学者の問題ない旨の説をもって駐韓公使、外務省、大蔵省へ意見書を提出し、交渉再開に向け準備を開始した。ちょうどその時、韓国で生じていたブラオンの解雇問題も落着したことから、従来の目的達成上好時期と判断し、ブラオンとの交渉再開の気運が高まった。その際に前回の渋沢とブラオンとの交渉内容には要旨不明の点があるとの理由から、四月に次の覚書を立案し、韓国政府に対する交渉方針を定めることとなったのである。[72]

本覚書は、第一銀行は言うまでもなく実業人渋沢の対韓姿勢を端的に物語るものでもある。以下、必要箇所を取り上げたい。[73]

覚　書

第一　……第一銀行ハ各海口ノ海関税金ヲ第一抵当トシテ、金参百円迄ヲ貸付スベキ事

第二　韓国政府ハ前記ノ借入金ヲ為スニ、第一銀行ノミニ対シ、韓国内ニ通用スル兌換券参百万円迄ヲ発行スル特権ヲ付与スル事

第四　前記貸付金参百万円ノ中、壱百万円ハ日本通貨ヲ以テ貸渡シ残額弐百万円ハ第一銀行ニ於テ発行スル兌換券ヲ以テ貸付スベキ事

第七　前記ノ貸付金ハ貸出シタル日ヨリ五箇年間据置キ、六箇年目ヨリ毎年少クトモ金拾五万円宛、二十箇年以内ニ海関税金ノ内ヨリ第一ニ返済スベキ事……

第八　韓国政府ハ本年ヨリ二十五年間、現在及将来ニ於ケル各海口ノ海関税取扱方ヲ第一銀行ニ委託シ、前記ノ貸付金ヲ返済シタル後ト雖モ、右ノ期間ハ決シテ之ヲ変更セザル事

第九　此条約ニ依リ、第一銀行ニ於テ発行スル兌換券ハ、韓国各海口ノ海関税ハ勿論、総テ租税其他ノ納金ニ通用スベキモノトナス事

渋沢と第一銀行は林公使のいささか強引な先導の下で交渉の準備を進めたが、またもやブラオンの通貨の借入れを希望するが、紙幣の貸付を喜ばない、また海関紙幣には異議のないものの、一般に流通する紙幣の発行には反対するといった態度に翻弄されたことや、韓廷内の李翊勢力が貨幣をめぐり実権を握りたいとの意図から生まれたフランス借款団の計画等により日韓の交渉は再度中断となった。[74] 結局フランス借款団も内外の異論により中止となると、今度はアメリカの借款団が現れた。フランスにしろアメリカにしろ、借款契約は海関税を抵当とするもので、仮に欧米の借款団が成功して海関税を抵当とする時には、日本の対韓政策は破綻し、勢力の消長にこの上ないほどの影響を及ぼすことになる。従って伊藤内閣を後継した桂太郎内閣は、林公使への訓令、或いは渋沢との意見交換等、第一銀行を支援したが、韓国政府内の権力闘争、欧米借款団の勢力争い等により、一九〇二

年春再度中止となった。[75]

3

韓国に於ける銀行券発行に関しては、一九〇一年一〇月に新たな展開を見せる。それは、既に見た日本の商法の規定抵触の疑い及び外国銀行の手形を強制的に流通させることが国際的に穏当かどうかの問題についての検討を政府側で行った結果、商法の規定は、金融上、財政上に及ぼす危害を予防する精神に基づくもので、日本の経済に直接関係ない他国の領土内に於いて銀行券の発行を禁じたものではないこと、また強制的運用の性質を有したものでなく、単に信用をもって任意に流通する一種の信用証券に過ぎないことから、韓国の主権を侵害する理由はないとの根拠に基づき、かつまた時局から判断して政府が特別の規定を設け韓国に於いて営業する日本の銀行であって信用確実のものは商法の例外として韓国内に限り銀行券の発行を許可するとの結論を下した。

それに基づく形で、渋沢は、一〇月一四日に曽根荒助蔵相に第一銀行韓国支店に於いて銀行券を発行したい旨の承認願を提出し、それを認める旨の通知が一週間後の二一日に大蔵省の松尾理財局長より渋沢宛に出された。[76] 渋沢にしてみると、同銀行が韓国に於いて銀行券を発行しなければ、到底韓国の金融上の不便を解消することが出来ないとの考えから、借款問題と切り離す形で話を進めたことがようやく効を奏したのである。

銀行券の製造は、同年一一月一三日に第一銀行の大蔵省印刷局に対する一円券三〇万枚、五円券一〇万枚、一〇円券五万枚の製造依頼を以て開始された。デザインは、中央部に金額、右側に頭取渋沢の肖像、左側に銀行名、枠の四隅と中央の上部に第一銀行の徽章である星印を配置し、中央下部に券面の金額は在韓国各支店に於いて日本通貨と引き換える旨の文字を掲載している。渋沢の肖像が用いられたことは、一九二七（昭和二）年七月五日に開催された雨夜譚会に於いて渋沢敬三が「紙幣の肖像ののつた実在人はお祖父様が一人でありませう」[77]と渋沢

に話しかけているが、渋沢はそれに対して何も語っていない。それは、自分の肖像を用いることに渋沢が余り重きを置いていなかったことを物語り、渋沢自身が日本の朝鮮統治の象徴として韓国で長きに亘り嫌悪されることになることは思いも寄らぬことであったと思われる。

一九〇二年八月に至って、実際に第一銀行から銀行券が発行されると、釜山や木浦方面では授受が便利なこと、札がきれいなことから歓迎され、発行高は増大の傾向を見せた。しかし、京城では偽造銀行券が出されるといった流通の妨害が起こり、銀行券の使用を嫌う風潮があった。仁川では韓国人の組織した伸商会が銀行券の授受を拒否する決議を行う等、一時的に銀行券の流通が相当程度不円滑となった。渋沢の流通妨害の動きに対する見解は、それらは敵愾心に駆られた一時的なものであろう、その勢いは薄弱であり、銀行券の流通にはさしたる影響を及ぼすことはないであろう、それにしても韓廷に於ける一種の偏見は容易になくならないというものである。[78] それは、渋沢が韓国民は貨幣の学理を充分に会得していない、[79] 朝鮮の執政者は貨幣の道理に暗いと見做していた[80]ことによるもので、従って流通妨害の問題と民族主義感情を結びつけて理解することは難しかったのである。

渋沢は日露間の危機が深刻化する中、次のように語る。[81] 国防は最小限に止めておいて、金は殖産興業の方へ向けねばならない。一八七四（明治七）年の台湾出兵にも財政経済の面から反対であった。ただし唯一朝鮮半島をめぐっては伊藤とは考えが異なり、積極的態度を持っていた。一九〇〇年頃、京仁鉄道がアメリカの鉄道になることが懸念された時は残念に思うとともにしきりに心配して、自分が中心となって日本の方へ買い取った。その時には井上や伊藤からロシアと戦争になったらどうする気かと大変怒られた。一九〇三年に至り、いよいよ戦争ということになってくると、経済界の一人として海外に戦争を起こさぬようにとしきりに唱えた。山県と桂は韓国積極方針で京仁鉄道でも京釜鉄道でもよくやってくれたと言い、同じ長州でも伊藤と井上は怪しからぬと言い、まるで話が逆であった。自分は、朝鮮半島だけは日本の勢力を扶植しておかないと韓国の独立が危うくなるとい

うことだけは深く考えた。韓国は日本と同様の国であると考えていた。それは桂と同じ意見であった。私は銀行集会所で日露戦争について朝鮮との関係であれば戦争すればよいと主戦論を言い出したが、それは参謀次長の児玉源太郎からお前はまず戦争を主張してくれねば困る、銀行者が戦争は嫌といったら戦争になる、銀行者が戦争をやると覚悟すれば治まるかも知れぬと入れ知恵されたからである、と。遡るが、征韓論については、あの時には自分は何も主張していないが、大久保は反対であった。日本は朝鮮に経済的に発展しなければならぬというので、第一銀行が支店を置いた。それには大久保との連絡があったと述べ、征韓論に反対であったことをうかがわせる。[82]

その渋沢は、韓国併合について、一九二七年に「合併には不賛成であつたが、今考へると已むを得ない、いや寧ろよかつたと思ふ」[83]と述べるにとどまり、なぜ已むを得ない、或いは寧ろよかったと考えるようになったのかについての説明はない。渋沢にしてみると、韓国をめぐる日本の政策の趨勢は、韓国の独立維持、経済関係を軸とする日韓関係の構築とは異なり、政治・軍事関係優先という渋沢の忌み嫌う方向に傾いているにもかかわらずである。藤井賢三郎は、渋沢の一つの姿として「事後の追認者」[84]と評価する。併合に対する渋沢の評価は、藤井のいう「事後の追認者」の一面が示されたと見ることも出来よう。

むすび

渋沢は、歴史的には朝鮮を尊敬し感謝しつつも、西力東漸の時代になると、守旧の国、進取の精神の欠如した文明に遅れる国との認識の下に朝鮮の独立を守る、そのために実業的に扶植することを意図した。それは、朝鮮が唇歯の関係にあること、それだけに朝鮮の動静が日本の安全保障と大きくかかわっているにもかかわらず、朝

鮮を停滞した社会と捉え、自立的には近代的国家としての発展が不可能と見做したことにある。

実業人であるとともに地政学的発想にも優れていた渋沢は、実業人としての立場から朝鮮の実業的扶植に努め、独立国朝鮮の銀行や金融を中心とする経済の近代化を図り、貿易の拡大、生産事業の振興、利源開発、鉄道敷設、釜山港の建設・整備等を通じて日本との経済的結びつきを中心とする国家関係を構築し、互いに共存関係を構築する。それにより、朝鮮を日本の利益線の圏内にとどめ、日本の権益を確保するとともに、両国の安全保障を確立しようとした。そうした誘掖的姿勢から、渋沢は朝鮮の民族主義を理解し受け止める視角を持ち得なかったといえる。

また日清、日露戦争を経る過程に於いて、渋沢の意図とは別に政治的軍事的な朝鮮支配という様相が強まり、国際公約でもある朝鮮の独立は併合によって終わりを遂げた。当初、渋沢は併合に反対であったが、後にそれを受け入れた。渋沢の場合には、朝鮮の近代化、経済発展が遂げられ、日朝間に経済的結びつき中心の関係構築が出来た暁には、第一銀行の中央銀行としての役割を朝鮮銀行（仮称）に譲ることもあり得たのではないかと推察される。しかし、遺憾ながら両国関係が政治・軍事関係中心となる経緯の中で朝鮮の独立を格別主張することもなく併合をも認めたのである。そこには「事後の追認者」としての渋沢の姿があった。

（1）渋沢青淵記念財団竜門社編纂『渋沢栄一伝記資料』別巻五、渋沢青淵記念財団竜門社刊、一九六八年、二八ページ参照。

（2）ハロルド・ニコルソン（斎藤眞、深谷満雄共訳）『外交』（東京大学出版会、一九六八年）、四四―四五ページ及び細谷雄一『外交―多文明時代の対話と交渉』（有斐閣、二〇〇七年）、一七八ページ参照。

（3）W・T・ステッド（清水健訳）「現代世界の富豪たち―日本の渋沢男爵（下）」『青淵』平成二〇年五月号（七一〇号）三三

―三四ページ参照。

(4) 拙著「渋沢栄一と中国―その対中姿勢を中心として―（一）」『渋沢研究』第一五号、二〇〇二年一〇月、四ページ参照。

(5) 前掲『渋沢栄一伝記資料』別巻五、三二ページ参照。

(6) 同右、二九ページ参照。

(7) 前掲「現代世界の富豪たち」三四―三五ページ参照。

(8) 前掲『渋沢栄一伝記資料』別巻五、五一ページ。

(9) 同右、三二ページ。

(10) 同右、五一ページ。

(11) 同右、五二ページ。

(12) 同右、四六ページ参照。

(13) 同右、五二ページ。

(14) 同右参照。

(15) 同右、三〇ページ。

(16) 前掲「現代世界の富豪たち」三三ページ参照。

(17) 前掲『渋沢栄一伝記資料』別巻五、三一ページ。

(18) 同右、五五ページ。

(19) 同右、五二ページ参照。

(20) 同右、五八―五九ページ参照。

(21) 同右、五五ページ。

(22) 同右、五〇及び五九ページ参照。

(23) 同右、五〇ページ。

(24) 同右、五九ページ。

(25) 同右、五六ページ参照。
(26) 同右、四九ページ参照。
(27) 同右、四八ページ参照。
(28) 同右。
(29) 同右、四九ページ。
(30) 前掲『渋沢栄一伝記資料』第一六巻、一九五七年、九ページ。
(31) 同右。
(32) 同右参照。
(33) 同右、一〇ページ参照。
(34) 同右。
(35) 同右、六ページ。
(36) 同右。
(37) 同右。
(38) 同右。
(39) 同右、五ページ参照。
(40) 同右、五—六ページ参照。
(41) 同右、三五ページ。
(42) 同右、三七ページ参照。
(43) 同右、三八ページ参照。
(44) 同右、三八—四〇ページ参照。
(45) 同右、三七—三八ページ参照。
(46) 同右、四〇—四一ページ参照。

(47) 「第一銀行回答書」、同右所収四七ページ参照。
(48) 「第一銀行五十年史稿」、同右所収三六ページ参照。
(49) 同右、六〇ページ参照。
(50) 同右、五二ページ参照。
(51) 同右、五一ページ参照。
(52) 同右、五三ページ参照。
(53) 同右。
(54) 同右。
(55) 同右、五六ページ参照。
(56) 同右、六〇ページ。
(57) 同右、六一ページ参照。
(58) 同右、七〇ページ参照。
(59) 同右、八一ページ参照。
(60) 同右、七六ページ参照。
(61) 同右、七七ページ参照。
(62) 同右、七六ページ。
(63) 同右参照。
(64) 同右、七七ページ参照。
(65) 同右参照。
(66) 前掲『渋沢栄一伝記資料』別巻五、三六七ページ参照。
(67) 前掲『渋沢栄一伝記資料』第一六巻、九五ページ参照。
(68) 同右、九五―九六ページ参照。林の関与については、林権助述『わが七十年を語る』（第一書房、一九三五年）所収の「第

三十八話　貨幣制度を肇める話」を参照。

(69)　同右、一〇八、一一八ページ参照。

(70)　同右、一二〇ページ。

(71)　同右、一三一ページ参照。

(72)　同右、一二〇ページ参照。

(73)　同右。

(74)　同右、一二一ページ参照。

(75)　同右、一二八―一二九ページ参照。

(76)　同右、一三三ページ参照。林権助は、韓国の貨幣制度の基礎作りには韓国政府の商人など必要ないと考えた。それを小村外相に話し、了解を得た上で曽根蔵相に「日本が勝手にやるといふ事にします。外務大伸(ママ)は宜しいと言つて呉れたのですが、あなたはどうですか」と尋ねると渋沢と相談してからでないとなんとも言えない。いざとなると面倒であるから韓国の明確なる同意を得た上でなければ覚束ないだろうと答(ママ)えたという。林は、用心深くてすぐにうんと言わない曽根の性格から、そうした返答を予想していたらしく、林は「それは尤もなわけですが、わたしはそれを無しでもやる心算です」と答えている。理由として、林は香港上海銀行、正金銀行が紙幣を発行している。あれをやりさい(ママ)すればよい。私は第一銀行が前後の関係上、最も適当と考えると述べると、曽根は、「それならば一つ考へませう」と言い出しと(ママ)たという。ところが、次官以下その他の事務官はよほど不安に感じたようで、具体案研究中という名目で一年くらい引き伸ばされ、了解が得られたという。これが韓国での紙幣発行の起源だという。以上については、林前掲書、一四九―一五一ページ参照。

(77)　前掲『渋沢栄一伝記資料』別巻五、六〇一ページ。

(78)　前掲『渋沢栄一伝記資料』第一六巻、一五七ページ参照。

(79)　同右、七九ページ参照。

(80)　同右、八〇ページ参照。

(81)　前掲『渋沢栄一伝記資料』別巻五、五八八―五九〇ページ参照。

（82）　同右、五九一ページ参照。
（83）　同右、五三六ページ。
（84）　藤井賢三郎『評伝渋沢栄一』（水曜社、一九九二年）、五六ページ。

※本稿では、一八九七（明治三〇）年一〇月に高宗による国号「大韓帝国」改称以前を朝鮮、以後を韓国と呼ぶ。